

島原市報道資料

平成30年 7月13日

報道関係者 各位

平成30年6月 大阪府北部を震源とする地震に係る災害救助法適用
被災地への災害見舞金の送金について

標記災害により災害救助法が適用された被災自治体に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき下記により島原市から災害見舞金を送金しますのでお知らせします。

記

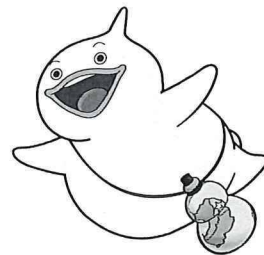
- 1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額
大阪府に対し70万円

※大阪府の義援金受入れ口座へ7月20日送金予定

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原



担当：島原市秘書人事課 稲田
電話：0957-63-1111（内線122）
E-mail：hisho@city.shimabara.lg.jp



島原守護神 しまばらん